

(写)

令和5年11月17日

磐田市長 草地 博昭 様

磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会
会長 山田 悟史



磐田市の国民健康保険税率改定について (答申)

令和5年10月26日付け磐健国第1645号により諮問のあった磐田市の国民健康保険税率改定について、当協議会で審議した結果、一定の結論を得たので下記のとおり答申する。

記

1 答申事項

令和6年度及び令和7年度の国民健康保険税率改定については、諮問書の改定案(別紙)のとおり国民健康保険税率を改定することが適当である。

2 答申の理由

磐田市においては、国民健康保険事業の安定的な運営を継続し、県の国民健康保険運営方針に沿った財政健全化や保険料水準の統一に向けた取り組みを推進するため、平成20年度から据え置いてきた国保税率を、令和4年度から計画的に税率改定を開始したところである。

令和4年度改定前に約7億3千万円あった国保特別会計における歳入不足額は、税率改定により約6億6千万円に減少したが、県に拠出する被保険者一人あたり事業費納付金の増加等の要因により、令和5年度当初予算時には、約7億2千万円まで再度増加している。

令和4年度改定時には、2年毎に被保険者一人あたりの保険税年額を約5,000円増額する税率改定を4回することで歳入不足額を令和10年度に解消する計画であったが、段階的に継続して歳入不足額を削減していくためには、被保険者一人あたり事業費納付金の増加等を見据えた計画への変更が必要である。

諮問により市が示した税率改定案では、被保険者一人あたり事業費納付金の増加を推計した結果、令和10年度までに歳入不足額を解消するためには相当大幅な増額改定が必要になることから、令和10年度までに歳入不足額を3億円程度まで削減することを当面の目標としている。また、被保険者一人あたり増額幅を2カ年度合計で約8,300円とし、2年毎から毎年の改定とすることで、1回の増額幅を抑えた激変緩和策が図られており、急激な負担増へ配慮したことがうかがえる。

以上を総合的に判断し、今回諮問された令和6年度、令和7年度の国民健康保険税率改定案は適当であると認める。

3 付帯意見

- (1) 現行の県運営方針においては、令和9年度までに県内市町の保険料水準の統一を目指すこととしているが、国は『保険料水準統一加速化プラン』の通知等、さらなるスピードアップを促している。今後の保険料水準の統一に向けた取組みについては、国の動向や県と市町間の協議（3年毎に見直される県運営方針の改定協議等）の状況を注視し継続した検討を進めること。
- (2) 令和8年度以降の税率改定については、国、県及び県内各市町の動向も踏まえながら毎年財政状況等の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこと。
- (3) 今後、被保険者数の更なる減少が予想される中、課題は先送りせず、国保財政の健全化へはスピード感をもって取り組む必要があるが、現在の社会経済情勢を考慮すると被保険者の急激な負担増は避けるべきであり、中長期的な負担の平準化を図ること。
- (4) 県内市町唯一となった『決算補填等目的の法定外一般会計繰入金』の削減及び解消については、本市における喫緊の課題であり、段階的に税率改定を行うことと併せて、決算剰余金や基金の活用等によりなるべく早期に解消すること。なお、その際、基金残高が不足する場合には、財政状況等を考慮しつつ、一般会計からの繰入金による基金積立を検討すること。
- (5) データヘルス計画に掲げている保健事業を推進し、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率向上を図り、被保険者の健康維持・増進に努めるとともに、適正受診の勧奨等により医療費の適正化に向けた取組を着実に進められたい。
- (6) 国保税の収納対策に更なる力を注ぎ、収納率の維持向上に努められたい。
- (7) 子育て世帯への更なる支援の拡充について引き続き国や県に要望するとともに、支援対策について継続して調査・研究を進められたい。
- (8) 国民皆保険制度を守り続けるためには、公的医療保険制度の抜本的な改革が必要であり、国保の安定的かつ持続的な運営ができるよう、国の責任と負担において、実効ある措置を講じるよう要望されたい。
- (9) 税率改定の実施にあたっては、広報や窓口対応等において十分な説明を行い、広く理解を得られるよう努められたい。

(別紙)

令和6年度及び令和7年度の国民健康保険税率改定案

区分		現行 A	令和6年度 B	比較 (B-A)	令和7年度 C	比較 (C-B)
（基礎医療分）	所得割率	4.90%	5.50%	+0.60%	5.60%	+0.10%
	資産割率	20.00%	10.00%	△10.00%	10.00%	増減なし
	均等割額	21,600円	23,500円	+1,900円	24,000円	+500円
	平等割額	20,400円	19,500円	△900円	19,200円	△300円
支援金分 後期高齢者	所得割率	1.70%	2.15%	+0.45%	2.25%	+0.10%
	資産割率	2.50%	廃止	△2.50%	廃止	増減なし
	均等割額	7,800円	8,800円	+1,000円	9,200円	+400円
	平等割額	6,600円	6,700円	+100円	6,800円	+100円
介護納付金分	所得割率	1.30%	1.65%	+0.35%	1.90%	+0.25%
	資産割率	2.00%	廃止	△2.00%	廃止	増減なし
	均等割額	8,400円	12,100円	+3,700円	14,000円	+1,900円
	平等割額	1,800円	廃止	△1,800円	廃止	増減なし
合計	所得割率	7.90%	9.30%	+1.40%	9.75%	+0.45%
	資産割率	24.50%	10.00%	△14.50%	10.00%	+0.00%
	均等割額	37,800円	44,400円	+6,600円	47,200円	+2,800円
	平等割額	28,800円	26,200円	△2,600円	26,000円	△200円
一人あたり調定額 (令和5年度当初予算基準)		91,955円	97,455円	+5,500円	100,267円	+2,812円